

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

天野会の法人理念の下、同法人の3園（ひまわり保育園、東保育園、塩原保育園）で共通の保育理念や基本方針を掲げている。保育理念や基本方針は、保育園のしおりや保護者会総会の資料、事業計画書等に記載され、入園時の事前説明会や保護者総会時に子ども子育て新制度と併せて説明している。

基本方針は、「一人ひとりを大切にする」支援を掲げる保育理念を基に立てられ、保育の様々な計画の方針となり、実施後の反省もその視点からなされている。

昨年は特に年間指導計画の策定をクラス別に園内研修と位置づけ、クラスごとの話し合いの中で、理念や基本方針との関係を理解する取り組みを始めているので、今後、理念や基本方針が全職員に周知、徹底されることが期待できる。

保育理念や保育方針は園長が入園説明会や保護者総会で説明しているが、地域の住民や関係機関等への周知は公民館にパンフレットを配布し、小学校・中学校・保育園の職員交流会で保育園での取り組みを話す程度で、説明する機会は希である。

法人理念に「利用者本位・個人の尊厳の保持」を、保育課程の理念に「一人ひとりの子どもを大切にする」を掲げ、保育所の社会的責任として人権尊重や個人情報保護等を明示している。その実践状況は、保護者が保育サポートに参加し実際の保育の現場を見ることで確認できるようになっている。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

評価所見

健康に関するマニュアルと年間保健計画により、計画的に健康の保持、増進並びに安全の確保が行われている。個々の健康状況は入園時面接において把握され、日々の状況は各クラスの視診ノートを利用し職員間で共有されている。特に午睡時は、年齢に合わせたチェック表で幼児を含め全園児の観察が行われている。予防接種を含めた健康記録は年度ごとに色分けされ記入されている。

食事については食育計画が作成され、食への関心、食事のマナー、保護者への啓発を含め様々な活動が行われている。食事の量は個人差に合わせ加減され、全部食べられる喜びが大切にされている。調理室入口には子ども用の食品群分類表が掲げられ、食事の時にはそれを利用し献立や栄養について担任より話がされていた。子どもたちはテラスや戸外で食事を楽しむことや、園で収穫した野菜の下処理などを手伝うことも行われている。

喫食状況は、保育士と調理員の連携で食材の切り方や子どもの食べる量や体調などを含め情報交換をし、離乳食、乳児食、幼児食と対応されている。きちんと咀嚼することを促すために、野菜の調理に対しある程度硬さを残すなど工夫がされていた。保育園内の会議や法人の3保育園の給食会議において見直し改善が行われ、外部の研修会の報告を含め職員に伝達されている。

園での健康診断等については検診結果を保護者に通知し再診の結果も把握されている。保健に関する情報は園だよりやクラスだより等の中で保護者に知らされているが、看護師が担当して「保健だより」の発行が現在検討されている。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

一人ひとりの子どもの発達、家庭環境を把握し、子どもの成長を保護者と共有することを大切にその子にあった保育、援助が心がけられている。4月に立てた個別目標を10月に見直し次の目標が立てられ全体で共通理解がされている。職員はみな穏やかな態度で、子ども達の気持ちを受けとめ会話を楽しみながら対応していた。

発達に特別な支援が必要な子に対しては、保護者との信頼関係を大切に支援体制への理解を得られるよう丁寧な保育が行われている。定期的にケース会議が行われ情報は共有され、外部研修、園内研修等で支援の質の向上も図られている。個別支援計画（発達の状況・課題の把握・保育内容の見直し・保護者や専門機関との連携等）の作成について、現在見直し検討が行われており、更なる支援の充実が期待できる。

保育時間は午前7時30分から午後6時30分まで設定されている。天候の良い時期は早朝保育から外遊びを楽しみ、異年齢の子ども同士の交流が行われている。午後4時30分以降は乳児、幼児に分かれて保育がされ、その後子どもの人数等の状況により合流し、1、2歳児と幼児がゆったり遊ぶ保育が行われている。早・遅番の担当は全保育士で分担しているので、園児全員のことがわかり、担任以外でも保護者への連絡など対応ができています。

保育園の変更については、市内の保育園に対しては児童票を移管することが取り決められている。市外への転園や幼稚園等への変更については、保護者の要請があれば法人の様式を利用し引き継ぐようにしている。保育サービス変更後も保護者の相談には応じてはいるが、今後は相談方法や担当者を記載した書面を作成し文書で伝えることが期待される。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-13 保育者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	a・Ⓑ・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

法人として子どもの成長を軸とし保育所保育指針等に基づき作成された保育理念を基本に、子どもの状況、家庭状況、保育時間や地域実態等に合わせたひまわり保育園の保育課程が作成されている。保育課程の見直しは保護者アンケート、職員アンケート（自己評価）等を踏まえ行われている。

ひまわり保育園アセスメントマニュアルが作成されており、入園時面接、入園後の個人面談で子どもの状況を把握し、定められた様式に記録されている。一人ひとりの「親のねがい」を含め課題を確認し、個人の目標は年2回見直しされ、経過は児童票に記録されている。

法人として作成された年齢別年間指導計画を基本として、保育園の保育課程に沿って指導計画が作成されている。各クラスの年齢構成等の特色は月間指導計画に多く配慮されている。

月間指導計画、週日案は月末、週末に子どもの育ちを振り返る「子どもの評価」と保育を振り返る「保育士の自己評価」に分け見直しがされ、園長、主任に提出され保育についての指導が受けられるようになっている。毎月の職員会議、幼児、乳児に分かれ行われている園内研修でも見直しが行われている。

各年齢に沿った「個々の保育の標準的実施方法」に基づき、一日の保育の流れ等を含めクラスごとに保育の方法、配慮事項等が作成され、保育課程、指導計画と共にクラスに掲示されている。ただし子どもの個性尊重や子どものプライバシー保護については、実際にはそれらを配慮した保育がなされているが「個々の保育の標準的実施方法」には書き込まれていないので、

具体的な配慮を盛り込んだ標準的実施方法の見直しが望まれる。

標準的実施方法の見直しは、全職員が参加する園内研修等や保護者アンケート等を踏まえ、主任がリーダーとなり年度ごとを基本とし、改善が必要な場合は随時行われる体制になっている。今後は現状を検証し必要な見直しを組織的にを行い、職員に周知徹底する方策が講じられることが望まれる。

子どもの記録はマニュアルに沿って発達、目標、経過が記録されている。0・1・2歳児は週案と日誌を一人ひとりに記録することで個別記録となっている。保育日誌は、法人の様式の他に必要に応じて補完する記録があり、保育の状況、課題を明確にし、次への保育に繋げている。家庭との連絡帳が全年齢で作成されており、幼児組は毎日の記入ではないが全員に作成されていることで保護者との連携や発達の共有に役立っている。

記録の保管、保存等については法人として規定が作成されており、その規定に沿って管理されている。個人情報保護については、職員には全員が参加する会議で、保護者には保護者総会で説明されている。

子どもの状況についてのケース会議は、定例の職員会議で行われ職員間で共有されている。日々行われている夕方のミーティングでも必要に応じ検討され、ミーティングノートや口頭で周知されている。情報の分別は園長が責任者となり行われている。

乳児保育は2か月から入園でき、子どもの月齢など一人ひとりの状況に合わせた保育が行われている。看護師が在籍しており、0歳児のサポートに入り一人ひとりの子とゆったりと対応していた。乳児の保育室は1・2歳児の保育室と廊下を挟んであり、互いに交流できる配置である。調乳室は広く、ガス台、冷蔵庫、保管庫等が設置されており個々の離乳食の時間等に合わせ対応できるようになっている。

1歳児は基本的な生活習慣の基礎となる時期として、職員配置に余裕を持たせ一人ひとりに合わせた配慮が心がけられている。保育士は数名の子のグループを担当し、定期的に担当を替え担任全員が子どもを把握し状況を共有し保育している。今年度は1歳児が17名となり保育室としては狭いが、遊びの工夫等で補っている。

2歳児は自我が育つ時期として、言葉を大切に子ども気持ちを受け止め対応されている。訪問時に2歳児の食事、着脱などで自立が見られ、言葉でしっかりと主張する姿が確認された。子どもの状態や成長は日々の連絡ノートや送迎時に保護者に伝えられ共有されている。

3・4・5歳児は年齢別にクラス編成され、その年度の人数と保育室の面積でクラスが配置されている。保育園全体で年間テーマを決め、年齢に合わせたバランスのとれた遊びや活動に個々や共同で取り組むことが進められ、運動会や作品展等にも繋がっている。毎日持参するスモック（園で統一した製品では無い）は、遊びやすさだけでなく気温に対して衣服調節が子ども自身で出来るなど役立っている。年齢に合わせ様々な行事が計画され、内容も毎年見直しがされている。今年の3、4歳児親子遠足は近くの公園で実施され、保護者から「親子遊び（ゲーム等）は子どもと一緒に思いきり楽しめた」「クラス懇談もリラックスして参加できた」との評価を得、今後はバス遠足と交互に行うことが検討されている。

近くの小学校とはお互いに訪問し交流が行われ、学校訪問時には一年生との活動や給食を食べる機会が設けられ就学に向け見通しが持てるよう計画されている。保護者からは就学に対する相談も受けている。就学に対する指導要録、リレーシートは作成されている。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	㉠・b・c
II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c

II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c

評価所見

築16年の建物は明るく衛生的に管理されている。保育室は狭いが玩具の置き場所等の工夫やホールの利用などで子ども達は落ち着いて過ごしている。屋外遊具は子どもの興味のあるものが設置され、トイレ、手洗いなど子どもが利用しやすいよう配慮されている。全室床暖房、冷房が設置され、夏場は園庭にテントやミストが設置されている。全ての保育担当者が保育士免許有資格者で安心して子どもが過ごせるよう対応されている。

子ども達が健康で安全な生活に必要な基本的な生活習慣を身に着けるよう、乳児から年齢に合わせて一人ひとりの状況を把握し家庭と密接に連携を取りながら支援されている。トイレ、水道等は、子どもが使いやすいよう設置されている。2011年の震災後、戸外遊びが制限されてきたが、園庭、園舎周辺や園の畑の表土全面入れかえを行い、保護者の同意を得て少しずつ戸外活動が再開されている。現在は6月から11月まで朝の集会前15分程度の散歩が継続的に行われ、体操、リズム遊び等で身体的活動が工夫され日々行われている。

子どもの心と体のバランスのとれた成長を促すため様々な体験、経験ができる環境が考えられている。園の方針に「毎日きちんと挨拶をする」ことが挙げられ、子ども、保護者、職員が気持ちよく挨拶することが心がけられている。保育園の建物が高床となっているため、職員は、挨拶や話をする時には階段を降り、腰を低くし視線を合わせるなど留意していた。朝の自由遊びや散歩の中では異年齢児の交流が行われ、年上の子が小さい子を思いやり気遣う気持ちが育てられている。幼児組はクラスごとに日替わりで当番の仕事を果たす取り組みがある。年長児の当番は、全体集会の案内放送や玩具の片づけ、菜園の水やりなどの役割を果たしている。

毎朝の保育園周辺散歩では、交通ルールを学び、季節を身近に感じ、出会った人たちと挨拶を交わし交流がされている。年長児は公共のバスの乗り方や図書館の利用体験、地区の収穫祭等の活動に参加し地域の人との交流が行われている。

制作遊び、リズム遊び、体操、和太鼓など年齢に合わせて取り組まれ、表現することを楽しんでいる。園の行事（運動会・作品展・クリスマス会等）や地域の行事で和太鼓を披露するなど発表する機会も作られている。手作り大型絵本やエプロンシアターを含め日常的に絵本が活用されている。言葉で表現することを多く経験できるように、出席を取るときも返事だけでなく言葉で答えるよう先生は問いかけをしていた。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
III-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉠・b・c
III-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	㉠・b・c
III-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
III-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

評価所見

保護者には保育園の様子を理解してもらう機会として保育サポート（保育士体験）が行われている。保護者が各クラス1名ずつ参加し子どもとふれあう中で給食の試食をしている。保護者からは家で苦手なものでも残さず食べていることや、食事の量や味付け等について様子がよくわかると好評である。玄関前にはその日の給食が展示され、迎え時に保護者と園児の会話する姿が見られる。給食便り、献立表、園だより、クラスだより等の配布で、保護者に食事の重要性を知らせている。園で栽培している野菜を給食に使用し身近な野菜から食への関心を寄せるような働きかけもしている。

朝の様子（食欲、体調など）は保護者より伝えられ、視診ノートに記入され職員間で共有されている。各クラスの前に設置されたボードには、当日の予定や保育の様子、翌日の連絡等を記入し送迎時に保護者に伝えられている。全園児に連絡ノートがあり、日常的な情報交換をしながら育児の悩み相談にも対応している。保護者からの相談にいつでも対応出来る体制を整え、職員は保護者と同じ目線でコミュニケーションを日々こころがけ、状況に応じた対応で保護者支援を行っている。

保育サポート時には個人面談が行われ、子供とのかかわりあいなどから成長を共有し、子供への接し方や育児の悩み相談等にも丁寧に答えている。保育参加、クラス懇談会、遠足等では職員と保護者、保護者同士が交流する機会が作られ、保護者と共通理解が出来、様々な意見や要望が聞かれるようになっている。

虐待防止マニュアルが整備され、外部研修を含め職員研修が行われ情報を共有し、虐待の予防早期発見に努めている。家庭には講演会のお知らせや、ポスターの掲示などで情報を提供している。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c

評価所見

保育園で行われる祖父母交流会、地域のコミュニティ祭り（道の駅）や高齢者と幼児とのふれあいスポーツ大会への園児参加、毎日の散歩における地域の人との触れ合い等が行われている。マイチャレンジ（職場体験）やサマーボランティア等の中学生、高校生の受け入れも行われ、園児が地域のいろいろな人とかかわり合う機会が多く作られている。

子育て支援室の利用者から直接意見を聞いたり、保護者アンケートからの要望や民生委員からの情報を得たりして、当地区にある1か所の保育施設という状況を踏まえ地域の福祉ニーズの把握に努め、保育に役立てている。

子育て支援事業（子育てサロン）や一時預かり保育事業が行われ、園庭解放、運動会や保育園祭りに地域の子どもも参加できるよう考えられている。子育て支援室の利用者からは、子育て

ての不安や心配ことを些細なことでも相談できるので安心との評価を得ている。子育て支援事業や一時預かり保育事業についてはポスターやパンフレットで紹介している。

関係機関のリストは作成されているが不十分である為、保育の様々な場面に対応できる社会資源（医療機関・専門機関・行政機関・学校関係・その他）のリスト作成に現在取り組んでおり、今後職員間での情報の共有が期待できる。

ボランティアを受け入れるマニュアルは作成されており担当者も決まっている。事前に職員に説明がされ、保護者には園だよりにて周知されている。

箒根地区の小学校・中学校・保育園の職員交流会が行われ連携されている。年長児巡回相談や5歳児発達相談など様々な機会を通じて必要な関係機関と連携し適切に対応されている。保護者に対しては、必要に応じて専門機関が紹介されている。

利用希望者に対しては、ガイドブック、保育園のしおり等を子育て支援室や公民館等に置き情報を提供している。来園者には、子育て支援室を利用し園庭や園児等の様子を見てもらい、丁寧に説明し質問に答えている。

入園時の保護者の説明会は、具体的に内容を理解してもらえよう工夫して行っている。入園前に子育て支援室（サロン）の利用なども薦められている。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

リスクの種類別に対応マニュアルが整備され、定期的に避難訓練や不審者対策訓練等を実施している。年間予定表にて訓練を保護者に知らせている。保護者に一斉メールを配信し保育園ではなく近くの避難場所まで迎えに来てもらう訓練も年1回行っている。訓練後は職員と反省点を踏まえ協議見直しを行っている。感染症の発生時には保護者に園便りや玄関前のボードを利用し、分かりやすく情報を伝え、速やかに対策を講じる体制が出来ている。

安全チェック表が整備されており、日々の室内や園庭の遊具等のチェック、専門業者による定期的な点検が行われている。注意事項を記載したヒヤリハットマップが作成され各クラスに掲示され、常に職員は未然防止に努めている。

アレルギー対応マニュアルは整備されており、食物アレルギー疾患等の園児に対しては主治医の指示書を確認し保護者と相談して除去食での対応をしている。除去食はラップで表示がされ担当が確認した上で食事を提供している。

衛生管理マニュアルに基づいて水回りや調理場は毎日チェックされ、衛生管理が実施されている。トイレや洗面台の清掃も行き届き清潔になっており、マットは定期的に洗濯がされ汚れ具合によってはすぐに交換されている。手洗いの方法（絵図）や衛生上必要な文章が洗面台の上の壁に掲示され、園児はマイカップ・マイ水筒を持参し感染症の予防をしている。食中毒の発生しやすい時期は、保護者には給食だより等で注意や予防について知らせ、職員には会議で情報の周知を徹底し共有している。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・(b)・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	(a)・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・(b)・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・(b)・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・(b)・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	(a)・b・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・(b)・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・(b)・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c

評価所見

今回の保育園の第三者評価は二回目、評価に関する事前説明会から職員が参加し、第三者評価の自己評価は全職員で取り組んでいる。また、職員は保育に関する自己評価を年2回行い、その自己評価に対して園長が管理者としての評価を加え、その後職員面接を行い口頭で評価内容を伝えている。ただし、現在行われている保育に関する自己評価は保育所としての評価に繋がる組織的な取り組みとしては不十分なので、今後、全職員が、保育・保育サービスの質の向上に積極的に関わっていると自覚できる体制整備に取り組むことを期待したい。

今年度は、園内研修として保育課程と年間指導計画の策定を位置づけ、クラス別に検討をする中、職員間で話し合い、そこから自らの保育実践を振り返り、学び合い、自己評価につなげている。担当保育士は、指導計画に対して子どもの育ちと自らの保育を捉える二つの視点から保育実践の自己評価を行い、園長の評価が加えられている。

保育課程と年間指導計画の策定を園内研修として実施した結果出された改善課題は、次年度の研修や改善につなげている。ただし、職員の参画のもとで改善策や改善計画を立て実施するまでには至っていない。

必要な人材に関して園長としての考えは明確であるが、必要な人材や人員体制について具体的なプランとして確立していない。ただし、特別に支援の必要な子どもに対する加配の職員を正職員で対応するなど人員体制には配慮がなされている。

客観的な考課基準を明確にして行う人事考課制度は導入されていないが、自己評価を年2回実施し、園長は個別面談を行いそこで職員の意向を把握し、保育士等の日々の保育を見た中で改善点を職員に伝え、その上で管理者として必要な改善を図っている。職員の就業状況や意向・意見などを分析・検討する担当は主任が担っている。今後は更に組織的な仕組みとして充実することが期待される。

全国健康保険協会に加入しての健康診断、希望者にはインフルエンザ予防接種の集団接種、職員旅行や食事会への補助、職員の誕生祝など職員の福利厚生に取り組んでいる。働きやすい職場であることが、辞める職員が少ないことにつながっていると管理者は認識している。

職員研修については、法人としての基本方針に基づいて研修計画が定められ、職員一人ひとりについての研修予定が作成されている。研修後は、出張報告書として報告事項・効果及び反省・今後の課題が書かれ、それに対して園長のコメントで評価されている。しかし、その計画は研修予定表の段階で、一人ひとりの職員に求められる知識や技術等を明確にした目的ある研修計画としては不十分で改善が求められる。今後、全職員の研修計画を園として目的を持った個別の研修計画に見直す予定である。

実習生受け入れに関しては、受け入れの意義、実習プログラムの組み立てに当たっての配慮事項が実習生マニュアルとして明文化され、受け入れに際しては一人ひとりを大切にする保育とは何かを考えることが大切であると伝えている。主任が実習担当者として、保育士養成校と連携し、本人の希望を考慮したプログラムとなるよう保育実習計画を立て、保育を担う人材の育成に積極的に取り組んでいる。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	a・(b)・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	(a)・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	(a)・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	(a)・b・c
IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	(a)・b・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	a・(b)・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	(a)・b・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	(a)・b・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	(a)・b・c
IV-32 外部監査が実施されている。	(a)・b・c
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	(a)・b・c

評価所見

ひまわり保育園の中長期計画に関しては、法人の社会福祉法人天野会の理事会で検討され、同法人の年度の事業計画の中に含まれる。ただし、具体的な中・長期計画を達成するための収支計画は、様々な制度の改正もあり現状では策定が困難となっている。

同法人は保育の先駆的な取り組みを実践してきた歴史があり、今年度は、塩原地区の公立幼稚園の廃止に伴い、塩原保育園が幼稚園を包括して認定子ども園に移行するため、園舎を移転

新築する事業が始まっている。同法人内の職員の人事異動、研修、塩原保育園の認定こども園への移行に伴い3園の主任保育士による「認定子ども園教育・保育課程」の作成など、同法人の中での協力・連携関係が運営上の特徴となっている。3園共通の法人理念、保育理念、基本方針の下、3園まとめた事業計画が策定されている。そのため事業計画の大きな計画（「法人として取り組む事業」）は法人として計画し、それ以外の事業や様々な計画は各園において関係する職員によって原案が立てられている。

保育園の運営は、通常保育の他、一時保育事業など様々な事業が、保育課程の保育理念（事業運営方針）の下、指導計画や食育計画、行事計画、研修計画などを立てた上で、計画的に実施されている。しかし、事業計画は、園独自に体系的にまとめて策定されたものではなく、法人として立てた事業計画の中に含まれる。ただし、決定した事業計画は、年度当初の職員会議で書面が配布され、説明・周知がなされている。

各計画の中で行事計画、保育サポートなど特に保護者に関する事業計画については、保護者総会等で説明され、周知されている。また、園の事業や行事に関しての保護者アンケートの集計結果をそこで説明することで各事業等の理解に繋げている。更に、総会後に発行する園だよりの中で総会の報告をすることにより、欠席者にも周知を図っている。

園外保育・お泊まり保育・保育サポート等事業や運動会・クリスマス会等行事に関しては、年度末にアンケートを実施して、集約・分析し、結果を保護者に報告している。それらのアンケート以外に、保護者が参加した行事に関してはコメント・反省を記入してもらい、保育サポート、個人面談の時にも意向を聞き取るなど、様々な方法で利用者の満足度を把握し、改善を図っている。

園だよりやクラスだより、様々な機会を利用して、保護者からの相談や意見や要望等を聞く姿勢を示している。まず、各クラスの担任が相談を受け、相談内容によっては主任や園長が助言し、全員で解決に向けて対応している。また、保護者との個別面談も希望・要望を聞く機会としている。

社会福祉法人天野会として「個人情報保護規則」や「プライバシーポリシー」、「プライバシー・個人情報管理マニュアル」が整備されている。それらの内容は、個人情報の保護に関して、情報の管理、開示の方法等が示されているものであり、プライバシー保護に配慮する内容は含まれていない。ただし、プライバシー保護に配慮することは、ミーティングの中で話し合い、実際の保育で徹底されている。今後、プライバシー保護マニュアルを策定するか「個々の保育の標準的実施方法」にプライバシー保護への配慮を書き込むことで、その取り組みを確実なものとすることを期待する。

苦情解決は法人として天野会における苦情解決に関する規定のもと行われる。園長が苦情解決責任者、主任が苦情受付担当となり、苦情解決第三者委員も設置されている。現在、規定を適用して解決するまでの苦情はないが、意見箱が利用し難いと僅かではあるが保護者の意見もあることから、苦情が潜在化しないような配慮が求められる。

園長の役割と責任については、園務分掌表等に明示されており、会議の折りに園長の責任を明らかにしている。園長は登園時の園児の受け入れから職員の手本となるように心がけている。

園長は必要とされる様々な法改正等、最近では子ども子育て支援新制度に関して理解を深めている。更に事務担当職員を法令や制度を熟知するための研修会等に参加させるなどの取り組みも行っている。

園長は自己評価・個人面談、研修の評価・指導によって、現場の職員の意見・意向を把握し、常に保育の現場に入り、子どもに声をかけながら子どもの状況、保育の現状を把握している。自己評価後職員に、良いところ、悪いところ、直したら更に良くなることを具体的に指摘し、保育の質を高める取り組みに指導力を発揮している。

園長は、コスト削減できるものは削減して、保育で使うものの経費に回せるように自ら積極的に取り組んでいる。また、年長児のクラス担任が保育要録の作成に集中できるような人員配置の工夫をして業務の効率化を図っている。

地域ニーズを反映して一時預かり保育、園庭開放、子育て相談、地域交流保育等を実施している。ニーズ把握には行政を含めた様々な関係機関の協力が不可欠であるが、連携が限定的で

あることが課題である。

経営状況に関しては、園長が参加する法人の理事会で協議されるが、近年の子どもに関する制度改正で制度が安定していない現在、今後の経営状況の把握に苦慮している。

法人が運営する3カ所の保育園と1カ所の学童保育に対する税務会計事務所による外部監査を実施している。今回の外部監査は、会計管理体制の整備・運用の状況の点検の結果として報告がなされている。

保護者から出される意見や要望等については、保護者対応マニュアルに準じて対応している。保護者アンケート、個別面談等が出された意見は職員会議等で検討され改善に結びつけている。